

令和 6 年 6 月 5 日現在

機関番号：17701

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2023

課題番号：18K13057

研究課題名（和文）20世紀初頭ドイツにおける「危険にさらされた子ども」の救済に関する歴史研究

研究課題名（英文）Historical research on the relief of "Children at risk" in early 20th century Germany

研究代表者

杉原 薫 (Sugihara, Kaoru)

鹿児島大学・法文教育学域教育学系・准教授

研究者番号：60610897

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では第一に、1907年にドイツのベルリンに開設された「ドイツ児童保護センター」によって保護の対象と見なされた子どもたちは、虐待やネグレクトの被害者であったり、貧困や病気、障害などによって苦しい生活を強いられていたことが明らかとなった。ただし、同センターは、こうした子どもたちを直接的に保護する役割を果たしていたわけではなく、保護を必要とする子どもたちを選別し、適切な保護団体へとつなぐ役割を果たしていた。

第二に、同センターは、児童保護事業の主な担い手である民間慈善団体や地方行政機関、医療機関（精神医学）と連携を取りながら、児童保護事業を牽引する機能を担っていたことが明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまでの児童福祉史研究では「ドイツ児童保護センター」が児童保護事業の中で重要な役割を果たしてきたことは指摘されていたが、その具体的な活動内容には目が向けられてこなかった。そうした研究状況の中で、本研究を通じて同センターの活動内容と役割を明らかにしたことにより、児童保護事業の成立期において児童保護事業が民間慈善団体による救済から公的社会事業への移行という性格変化を遂げつつあったことを示すことができた。

また、同センターが子どもの保護において、この時期に急激な発展を見た精神医学の知見を活用している様子を確認することができたことは、福祉と医療との関係性を考えるうえで注目に値するだろう。

研究成果の概要（英文）：First, this study reveals that children who were considered for protection by "Deutsche Zentrale fuer Jugendfuersorge", which was established in Berlin, Germany in 1907, were victims of abuse and neglect, or were suffering from poverty, illness, or disability. However, the center did not directly protect these children, but selected those in need of protection and connected them to the appropriate protection organization.

Second, the study revealed that the center was responsible for leading the child protection services in cooperation with private charitable organizations, local administrative agencies, and medical institutions, which were the main players in the child protection services.

研究分野：教育史

キーワード：ドイツ 児童保護 虐待 貧困

## 1. 研究開始当初の背景

1871年のドイツ帝国創設から第一次世界大戦の時期にかけて、ドイツは農業国から工業国へと変貌し、大量の労働者を生み出すとともに人口増加と都市化を経験した。こうした変化の中で、都市に暮らす労働者家族の子どもたちが社会問題として注目されるようになった。社会問題として注目される背景には、浮浪児の存在や青少年による犯罪の増加がある。次第に、こうした子どもたちの保護や教育を目的とする社会福祉活動が展開されることとなった。

ドイツにおける子どもたちの保護や教育は、大きく「Jugendfürsorge」と「Jugendpflege」に分けることができる。前者は非嫡出子・孤児・里子・非行児等の問題を抱えた子どもたちの保護に関する措置全体を指し、後者は特段の問題はない子どもたちに対する余暇事業や善導活動を意味している。「Jugendfürsorge」の対象とされた子どもたち(=「危険にさらされた子ども」たち)の存在は、現代社会においてのみアクチュアリティのある問題として存在しているわけではなく、歴史的な観点から見ても解決されるべき課題として捉えられてきたと言える。

先行研究に目を向けると、ドイツの児童福祉史に関する邦文文献は限られているが、「Jugendfürsorge」に焦点を当てて有用な文献・史料を紹介してくれている岡田(1983) 占領下ドイツにおける子ども・青少年を対象とした支援や保護的措置の実態について検討した中野(2014)などを挙げるができる。欧文文献としては、ドイツの児童福祉史の代表的な通史研究であるシェルプナー(1966)やハーゼンクレバー(1978)のほかにディキンソン(1996)がある。さらに、児童局の歴史を概観する中で児童保護事業について検討しているウーレンドルフ(2003)も挙げるができる。こうしたドイツを対象とした児童福祉史研究においては、「ドイツ児童保護センター」(Deutsche Zentrale für Jugendfürsorge, DZfJ)がドイツの「Jugendfürsorge」の中で重要な役割を果たしていたことが指摘されている。しかしながら、その具体的な活動内容には目が向けられてこなかった。そして、同センターがどのような意味において重要な役割を果たしたのかについての詳細も語られてはこなかった。

さまざまな「危険」にさらされ、保護を必要とする子どもたちを対象に「ドイツ児童保護センター」が何をなし得たのかを明らかにすることは、今日においても「危険」にさらされながら懸命に生きている子どもたちを取り巻く状況について学術的に検討するためのひとつの材料となると言えよう。

### 【参考文献】

- 岡田英己子「ドイツ児童福祉史の文献研究 児童保護事業成立・発展期を中心として」『社会事業史研究』11巻、183 - 201頁、1983年。
- 中野智世「「瓦礫の子どもたち」・「故郷を失った若者たち」 占領下ドイツにおける児童保護」橋本伸也・沢山美果子編『保護と遺棄の子ども史』昭和堂、242 - 268頁、2014年。
- Hans Scherpner, Geschichte der Jugendfürsorge, Göttingen, 1966.
- Charista Hasenclever, Jugendhilfe und Jugendgesetzgebung seit 1900, Göttingen, 1978.
- Edward Ross Dickinson, The Politics of German Child Welfare from the Empire to the Federal Republic, Harvard University Press, 1996.
- Uwe Uhlendorff, Geschichte des Jugendamtes: Entwicklungslinien öffentlicher Jugendhilfe 1871 bis 1929, Weinheim, 2003.

## 2. 研究の目的

上記のような研究状況を踏まえ、本研究は1907年にベルリンに開設された「ドイツ児童保護センター」において展開された児童保護活動について一次史料を用いて明らかにするとともにドイツの児童保護事業における同センターの役割について考察することを目的としている。

## 3. 研究の方法

本研究では、歴史的アプローチを取り、主に以下3点の研究課題を設定して研究を進めた。

研究課題	20世紀初頭ドイツにおける「危険にさらされた子ども」たちの実態についての解明
研究課題	「ドイツ児童保護センター」の児童保護事業に関する取り組みの内実把握
研究課題	「ドイツ児童保護センター」が児童保護事業の成立期において果たした役割の分析

これらの研究課題を解決するために主に用いた一次史料は、「ドイツ児童保護センター」が作成した『年次報告書』(Tätigkeitsbericht der Deutschen Zentrale für Jugendfürsorge E.V.)

「ドイツ児童保護センター」の責任者を務めていたフリーダ・ドゥエンジグ(Frida Duensing, 1864-1921)が著した書物(Frida Duensing, Die Verletzung der Fürsorgepflicht gegenüber Minderjährigen. Ein Versuch zu ihrer strafrechtlichen Behandlung, Zürich, 1903. Frida Duensing, Dringende Aufgaben auf dem Gebiete der Jugendfürsorge. Zentralstelle für Jugendfürsorge, Berlin, 1904.)である。

#### 4. 研究成果

##### (1) 20世紀初頭ドイツにおける「危険にさらされた子ども」たちの実態

「ドイツ児童保護センター」の『年次報告書』によると、「センター」の創設年である1907年に寄せられた保護を求める事案は709件にものぼった。「ドイツ児童保護センター」の前身である「ベルリン児童保護センター」が取り扱っていた事案は、1903/1904年度が45件、1904/1905年度が250件、1905/1906年度が400件であったことから、1907年に取り扱う事案が大幅に増加したことがわかる。

援助を求めていた子どもたちは、0-6歳が318人、6-14歳が498人、14-21歳が353人、21歳以上が3人、出生前が9人の1181人だった。さらに、709件中、嫡出子の場合が534件で、非嫡出子の場合が173件、不明が2件である。「Jugendfürsorge」はもともと非嫡出子・孤児・里子・非行児などの問題を抱えた子どもたちの保護を対象としていたが、「センター」に対して援助申請がなされていた子どもの圧倒的多数は嫡出子であったようである。「保護を必要とする子=非嫡出子」という図式では説明できない家族の状況があったことがわかる。

次に、援助を求めた子どもたちの具体的な状況に目を向けてみると、両親による子どもの虐待や搾取、ネグレクト、アルコール中毒や投獄、貧困や病気、死といった親側の事情、そして、子どもの病気や障害といった子ども側の事情が存在していたことが確認された。その中でも最も多かったのは、貧困や親の病気であり、それにアルコール中毒が続くこととなった。アルコール中毒の父親と精神病院に入院している母親を持つ15歳の少年や朝から晩まで仕事を理由に家に帰らず子育てを放棄した母親を持つ4人の兄弟姉妹など具体的な子どもたちの姿が史料から浮かび上がった。

##### (2) 「ドイツ児童保護センター」の児童保護事業に関する取り組みの内実

「ドイツ児童保護センター」のスタッフは、寄せられた援助申請に関して子どもたちがどのような状況におかれているのかを個別に調査し、その結果に基づいて具体的な対応策を講じた。その際、子どもの養育権についての権限を有している後見裁判所のみならず、他の団体・協会や個人に具体的な対応を依頼することで子どもたちの支援にあたっている。さらに、スタッフが持っている個人的なネットワークも活用しながら、子どもたちの受け入れ先を探している様子も確認できた。

子どもたちの状況を個別に調査するにあたっては、医療機関との連携も確認された。この当時のドイツでは医学の専門化が進み小児科医が誕生するなど子どもを取り巻く医療の状況は変革期にあったが、「センター」が連携をしたのは小児科医ではなく精神医学を専門とする医師であり、医師たちの診断結果が子どもたちの処遇に影響を与えることとなった。

##### (3) 「ドイツ児童保護センター」が児童保護事業の成立期において果たした役割

「ドイツ児童保護センター」を率いていたフリーダ・ドゥエンジグは、子どもたちを救済するにあたって後見制度に着目し、「危険にさらされた子どもたち」が両親によって適切な教育を受けることができない場合、両親から子の養育権を取り上げ、それを信頼できる他者あるいは国家に移譲することの重要性を主張し、養育に関する法改正に大きな影響を及ぼした人物である。

その彼女の管轄の下にあった「ドイツ児童保護センター」は、毎日のように寄せられる子どもたちに関する援助申請を個別に調査し、その対応策を練ることをその活動の中心に据えていた。子どもたちのために「センター」は、親から子どもを引き離して適切な施設に預けたり、養育権を取り上げるよう後見裁判所に提案したり、子どもたちの状況を改善するために適切な人物にその支援を依頼するなどの対応を取った。つまり、「センター」は、子どもたちの保護活動を実際に担うというよりも具体的、直接的な支援をしてくれる機関・個人に委託するためのハブ組織として位置づけることができる。

長い歴史を持つ児童保護の領域において、民間慈善団体が果たした役割は非常に大きいものがある。20世紀初頭のドイツでも民間慈善団体を含めてさまざまな機関・団体が活動していた。それらを結び付け、相互に協力・協働するための体制づくりを「ドイツ児童保護センター」が担おうとしていたことが「センター」の具体的実践から明らかとなった。また、「センター」が結び付けた機関の中には地方行政機関も含まれており、「センター」の活動を民間慈善団体による救済から公的社会事業への移行を意識させる取り組みとして位置づけることが可能である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 杉原 薫	4. 巻 74
2. 論文標題 20世紀初頭のドイツにおける子どもを対象とした医学の興隆	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 鹿児島大学教育学部研究紀要（教育科学編）	6. 最初と最後の頁 101 - 110
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 杉原薫	4. 巻 72
2. 論文標題 20世紀初頭のドイツにおける「危険にさらされた子ども」の救済	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 鹿児島大学教育学部研究紀要（教育科学編）	6. 最初と最後の頁 169 - 183
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計3件

1. 著者名 尾上雅信・三時眞貴子	4. 発行年 2022年
2. 出版社 協同出版	5. 総ページ数 229
3. 書名 新・教職課程 第2巻 教育史	

1. 著者名 社会事業史学会創立50周年記念論文集刊行委員会	4. 発行年 2022年
2. 出版社 近現代資料刊行会	5. 総ページ数 689
3. 書名 戦後社会福祉の歴史研究と方法 継承・展開・創造 第1巻思想・海外	

1. 著者名 土屋敦・野々村淑子	4. 発行年 2023年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 408
3. 書名 医学が子どもを見出すとき 孤児、貧困児、施設児と医学をめぐる子ども史	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------